

11	生活文化局	東京都女性活躍推進計画の策定・東京都配偶者暴力対策基本計画の改定
事業概要	<p>○東京都女性活躍推進計画の策定 平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行されたことに伴い、社会全体で女性の活躍の動きを加速化し、男女の実質的な機会の均等を更に力強く推進するため、同法に基づく「東京都女性活躍推進計画」を新たに策定する。</p> <p>○東京都配偶者暴力対策基本計画の改定 配偶者暴力対策については、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、施策を推進してきたが、平成28年度で現行計画の計画期間が終了することから、計画の改定を行い、新たな計画の下、配偶者暴力対策を推進していく。</p> <p>女性活躍推進計画と配偶者暴力対策基本計画を合わせて「東京都男女平等参画推進総合計画（仮称）」とする。なお、この総合計画は、男女共同参画社会基本法及び東京都男女平等参画基本条例に基づく東京都の行動計画とする。</p>	
これまでの経過	<p>○現行計画について 「男女平等参画のための東京都行動計画」（別冊として「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定） 平成24年3月公表（計画期間：平成24年度から平成28年度までの5か年）</p> <p>これまで、「男女平等参画のための東京都行動計画」により男女平等参画施策を推進してきたが、計画期間終了に伴う改定に当たっては、女性の活躍推進の視点を追加し、「東京都女性活躍推進計画」を策定する。</p>	
現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の策定・改定に当たっての基本的考え方を「東京都男女平等参画審議会」に諮問（6月） 	
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申の「中間のまとめ」を公表し、都民意見を募集（10月） ・ 知事への答申・公表（1月） ・ 計画素案を公表し、都民意見を募集（2月） ・ 「東京都男女平等参画推進総合計画（仮称）」策定・公表（3月末） 	
問い合わせ先	生活文化局 都民生活部 男女平等参画課	電話 03-5388-3189